

鹿児島市 森 博幸 市長 様



鹿保協発 11-11号

2011年6月13日

鹿児島県県保険医療会

会長 高岡 茂



国保「資格証明書」の交付を廃止し、正規の国保証の交付を求める要望書

前略 市民の医療確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、国保資格証明書を交付された場合は10割負担を原則としているため、必要な検査や治療を断つてくる事態が各地の医療機関から報告され、窓口で支払いができず、未収金となっていることも報告されています。(全国保険医団体連合会「患者受診実態調査」及び四国ブロック「未収金調査」)。

全日本民主医療機関連合会が毎年発表している「国保死亡事例調査」では、資格証明書や無保険、正規の保険証は持っているが経済的理由で早い段階で受診ができず、病状が悪化して手遅れで死亡した事例が報告されています。

病気は早期発見、早期治療が重要です。風邪による合併症で死亡する事例もありますし、腹痛を放置していたためがんの発見が遅れて死亡した事例もあります。虫歯の放置が原因で歯周膿瘍の合併症で死亡した事例(2007年2月米国メリーランド州の12歳のDeamonte Driver君)もあります。

正規の国保証を持っている方でも3割負担によって大きな受診抑制がおきます。国保国庫負担金減額調整の数値に使用されている長瀬指数では、3割負担によって医療需要量が6割以下になるとされています。

後日返金されるとはいえ、10割負担では医療需要は限りなくゼロに近くなってしまい、これでは資格証明書を交付された患者が、医療を受けられず死に至る事例が増加してしまいます。

2009年1月20日の政府答弁(内閣参質171第五号)では、「治療が必要だが医療費の支払いが困難である場合は、市町村の判断で短期保険証を交付できる」とされており、2009年9月25日の厚生労働省事務連絡では、「被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる」とのQ&Aが示されています。

国保法は、第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定めているように、憲法25条の規定を受けた公的な医療保険制度であり、この目的を実現するために「療養の給付」(現物給付)を本旨としています。

市民の健康と命を守るために、保険料の滞納と患者の治療の確保を切り離し、以下の取扱いを早急に行っていただきますよう、要望します。

記

- 一 資格証明書の交付を直ちにやめてください。また、被保険者証の窓口での留め置きをなくしてください。
- 一 少なくとも資格証明書による受診者について、資格証明書の記号・番号のままで保険請求できるようにしてください。また、資格証明書による受診後に被保険者証(短期を含む)の申請が行われた場合であって、医療機関が申し出た患者の有効期間は受診日に遡及してください。これが出来ない場合であって資格証明書による受診者が医療機関の窓口で医療費の支払をしなかった場合は、保険者が医療機関に医療費を支払ってください。
- 一 国保国庫負担金減額措置廃止や国保国庫負担金引き上げを国に働きかけてください。